

# 介護福祉士及び介護職員等による喀痰吸引等制度（概要）

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為（医療的ケア）を実施できる（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項）

※医師の指示の下に、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる

## 対象となる医療行為

### ■ 喀痰吸引

- ① 口腔内
- ② 鼻腔内
- ③ 気管カニューレ内部

### ■ 経管栄養

- ④ 胃ろう又は腸ろう
- ⑤ 経鼻経管栄養

※厚生労働省令第1条

## 喀痰吸引等が行える介護職員

### 介護福祉士

1. 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者
2. 1.以外の介護福祉士で、医療的ケアに関する研修過程を修了した者

### 介護福祉士以外の介護職員等

⇒介護職員等のうち、都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事の認定を受けた者

## 喀痰吸引等が行える事業所

### 登録喀痰吸引等事業者

⇒従事者に介護福祉士のいる事業者  
※既に特定行為事業者として登録を受けている事業者も、喀痰吸引等事業者の登録が必要

### 登録特定行為事業者

⇒従事者が介護職員等のみの事業者  
※認定特定行為業務従事者により、喀痰吸引等を行う事業者

※登録事業者は従事者によって区分  
※登録事業者は道の登録を受ける必要

## ■ 「喀痰吸引」の概要と必要性



- 痰や唾液、鼻汁等の分泌物を自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをするもの
- 痰や唾液を取り除くことで呼吸を楽にし、肺炎等の感染症を予防する

## ■ 「経管栄養」の概要と必要性



- 病態や病状により口から十分に食事を摂ることが困難な場合に経管栄養法を選択
- 経管栄養法には、鼻からチューブを挿入する「経鼻経管栄養法」と、ろう孔を造設してチューブを挿入する「胃ろう、腸ろう、食道ろう経管栄養法」がある